

# 公 営 企 業 常 任 委 員 会

平成18年12月13日（水曜日）

## 付議事件

### 《付託議案》

議案第 4 号 平成18年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について

議案第 7 号 旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

## 出席委員（6名）

委員長 高橋利彦

副委員長 明智忠直

委員 林 一哉

委員 嶋田茂樹

委員 佐久間 茂樹

委員 林 七巳

## 欠席委員（1名）

委員 伊藤 鐵

## 委員外出席者（2名）

副議長 高木武雄

議員 神子 功

## 説明のため出席した者（16名）

助 役 重田雅行

病院事務部長 今井和夫

水道課長 堀川茂博

飯岡荘支配人 野口國男

病院事務次長 伊東一直

病院経理課長 鏑木友孝

病院医事課長 加藤勝治

病院整備課長 永嶋英和

病工ネルギ院一課長 椎名秋雄

病院総合  
対外対策室長 飯野孝夫

その他担当職員 6名

**事務局職員出席者**

事務局長 来栖 昭一

事務局次長 石毛 健一

主 査 穴澤 昭和

開会 午前10時 0分

○委員長（高橋利彦） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

きょう、公営企業常任委員会ということでございますが、公営企業常任委員会の所管は中央病院を含め企業的な経営をしております所管が公営企業に当たるわけでございますが、いずれにしても、中央病院のような本体より予算規模の大きな部署もあるわけでございます。そういう中で、また中央病院におきましても先般の議会等におきましては、利益も昨年から見ますと現状では半減しているというようなことで、だんだん厳しさを増しているわけございまして、この公営企業常任委員会、そういう中ではますますこれから重要な位置づけになるわけでございますので、皆さん方には今後ともよろしくお願いしたいわけでございます。

それでは、ただいまより公営企業常任委員会を開会いたしますが、ただいまの出席委員は6名でございます。委員会は成立いたしました。

それでは、公営企業常任委員会を開会いたします。

なお、伊藤鐵委員におかれましては、健康上の理由により、本日欠席させていただきたいとの連絡がございましたので、ご了解いただきたいと思います。

なお、本日、神子功委員より、本委員会を傍聴したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたしましたので、ご了承をお願いいたします。

本日、高木副議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いします。

○副議長（高木武雄） 皆さん、おはようございます。

師走の何かとお忙しい中、公営企業常任委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

本日、付託されました議案は、議案第4号、議案第7号、議案第11号の3議案について審査をしていただくことになっております。どうぞよろしく審査のほどお願いいたしたいとともに、定例会も残すところあと1日になりました。20日の最終日には皆様方のご協力を得まして、議会をスムーズに進めたいと思いますので、よろしくお願い申し上げましてあいさつにさせていただきます。ご苦労さまでございます。

○委員長（高橋利彦） ありがとうございました。

続きまして、執行部を代表して重田助役よりごあいさつをお願いいたします。

○助役（重田雅行） おはようございます。

副議長さん初め委員の皆様には、大変お忙しい中を公営企業常任委員会ということで本日は大変ご苦労さまでございます。

本日、執行部の方から審議をお願いいたします議案は、議案第4号、国民宿舎飯岡荘でございますが、国民宿舎事業の会計補正予算について、また議案第7号、水道事業給水条例の一部改正について、さらに議案第11号、東総広域水道企業団の規約の一部改正について、以上の3議案でございます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げましてごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋利彦） ありがとうございます。

ここで、重田助役は、所用のため退席いたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 5分

再開 午前10時 6分

○委員長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明のため、担当課長及び職員の出席を求めました。

---

議案の説明、質疑

○委員長（高橋利彦） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第4号、平成18年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、議案第7号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての3議案であります。

これより、付託議案の審査を行います。

初めに、議案第4号について、飯岡荘より補足して説明がありましたらお願いいたします。

飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） 本日はどうもご苦労さまです。

それでは、飯岡荘の方から補正予算ということをお願いをしております。本会議で少しご説明足りませんでしたので、本日補足をさせていただきたいと思います。

予算書の方の7ページをごらんいただきたいと思います。

資本的支出の建設改良費の中の工事費で750万7,000円という補正をお願いするわけですが、この内容につきましては、前回説明したとおり耐震診断と施設改善に伴います基本調査、この2つの業務委託料ということでございます。この内訳ですけれども、耐震診断につきましては、本館と新館それと会議室を耐震調査やるわけですが、593万2,000円ということで予定をしております。施設の改善基本調査業務委託料につきましては、157万5,000円という内訳でございます。

耐震診断につきましては、やはり信頼性における第二次診断まで行いたいということでございます。これは小学校等と同じ内容でございます。それと、基本調査の内容でございますけれども、これは改修計画を現在運営委員会とともに進めておりますけれども、この基礎となる調査でございまして、この調査につきましては基本設計につながるものでございます。

内容につきまして若干説明をしたいと思います。まず、基本調査の方ですが、現状調査ということで過日実施いたしました経営診断の結果を受けまして、飯岡荘にどれだけの力があるかということの具体的な整理を行うという現状調査が1つございます。それと、運営改善計画ということで基本的な設定を行うわけですが、1つは対象客の設定、いわゆる宿舎の方向づけです。例えば、合宿の宿でいくのかあるいは市長も言うように食彩の宿でいくのか、あるいはその中間を取るのか、そういった対象客、いわゆるターゲットといえますか、そういう対象客の設定を行う作業がございます。

もう一つは、料理の見直しを行います。和食、洋食、中華でありますけれども、どれにするのか、あるいはその中間をいくのか、この辺も運営委員会と協議をしていく予定になっております。

それと、かねてからご指摘いただいておりますサービスのレベルにつきまして、これも料金の設定と兼ねて行わなければなりませんけれども、どの程度までの接客のサービスをしていくのかというそのレベルを決めるという作業がございます。

それと、営業の推進方法です。現在の国民宿舎、これは全国的に同じですが、実は実際に外部の営業というのをやっていないというのが現状でございまして、そういった営業

の推進方法、販売促進計画といえますか、そういった営業の推進の仕方につきましても設定をしていくという作業がございます。

それと、これらを想定いたしまして施設のグレードを決めていくという作業がございます。どの辺まで改修をしていくのか。当然、客室等の改修ということになりますけれども、どの部分まで改修をしていくのか。それと宿舎のイメージを統一していくというそういった作業がございます。

こういった基本調査を経て次の基本設計につなげていくと、こういう作業になっております。

簡単ですけれども、補足説明にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋利彦） 飯岡荘の説明は終わりました。

議案第4号について質疑がありましたらお願いいたします。

林七巳委員。

○委員（林 七巳） 1つお聞きしたいんですが、運営委員に飯岡の運営委員は何名くらいいますでしょうか。

それと、結局、地元の方々から指摘がありまして、地元調達が減っているから、運営委員に地元の方が入れないのか、そういう指摘がありましたのでちょっとお聞きします。

○委員長（高橋利彦） 飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、ただいまの質問についてお答えいたします。

運営委員会につきましては、現在7名でございます。特に、旧市町の商工会の会長さん方が入っております。この中で飯岡の方は商工会から選抜した方が1人とそれと区長会というのがありますけれども、区長会の方からの選抜で1人入っており、2人入っております。

それと、地元調達の関係ですけれども、これはやはり運営委員会でもそういう議論が出ております。地元の産品を使う手法も必要ではないかなということで出ておりますけれども、いわゆる7月に運営委員で視察を行った宿舎、公共の宿ですけれども、やはり地元産品を使うというそういうコンセプトのもとに運営している宿舎です。支配人にお聞きしますと、やはり地元の食材だけではどうしても無理なんだと。さまざまな食材を使って、その中でメインとなるものを地元で調達していくんだとそんなお話をしていたわけですが、私の方も地元食材をなるべく使うように努力しておりますけれども、やはりコスト的にどうしても合わないといえますか、現況での料金体系の中ではどうしても合わないという部分がありますので、今年度食材の改革をやらせていただきましたけれども、地元の食材につきましては、

今回の基礎調査の中で出てきますけれども、やはり食彩の宿を目指そうということで市長も考えておりますし、私の方も食彩の、食をメインにしたそういった宿舎を目指したいというようなことですので、この基本調査を経て新たにこれから引き続きます新たな開業の部分でのコンサルティングも行っていく予定でございます。

その中で、やはり食彩の宿を目指すからには、やはり地元の食材を使わなければならないという基本前提がございますので、目標としましては、まず地元の食材を使いたいとこんなふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋利彦） 林七巳委員。

○委員（林 七巳） 結局、苦情は議員のところへきて、どういう委員が選ばれているのか議員もわかりませんので、もしできればオープンに広報なんかでもって飯岡荘の運営委員はこういう方がやっていると、それから食材に関してはこういうふうにオープンに食材を求めていますとか、そういった紙面を割いていただきまして、要望と苦情だけは議員にきて、ただ議員は何もわからないというのが今の状況ですから、どういう方が運営委員になっているかというのがわからない状況ですから、そういった工夫もしていただきたいと思います。要望ですから、ひとつよろしくお願いします。

○委員長（高橋利彦） 飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） よく質問の意図は承知いたしました。やはりその辺の作業も必要ではないかなというふうに現場の方も思います。なるべく広報等を通じまして、飯岡荘の状況につきましてはお知らせするように前向きに検討していきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（高橋利彦） そのほかありませんか。

明智委員。

○委員（明智忠直） 何点かお聞きしたいと思います。

1つ目は、施設改善基本調査ということで委託費用が150何万円ですけれども、これはどこの業者がやるのかちょっとお聞きしたいと思います。

それと、そういう基本調査、業者に委託する前にやはり飯岡荘あるいはまた庁舎内でそういった部分を今後旭市としてどう持っていくのかという部分の大筋はやはりつくらなければ、委託してその委託先の人に全部任せるということではないと思いますので、その辺の研究機関といいたいでしょうか、調査機関をつくってあるのかどうか、その辺をひとつお願いしたいと思います。

○委員長（高橋利彦） 飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） それではお答えいたします。

まず、基本調査の業者ですけれども、先行して行いました経営診断、実はJTB商事という会社の方をお願いをいたしまして、これはもうでき上がっておりますけれども、この経営診断を行うに当たっての業者選定なんですけれども、やはりいろいろ調べてみますと、全国で2つしかないんですね。もちろんシンクタンクはたくさんありますけれども、具体的に観光面でそういった経営判断ができるところがこのJTBともう一つ厚生労働省の外郭団体であります国民休暇村サービスというのがあります。これは株式会社になっておりますけれども、実際役員は官庁の方々に占めております。民間のシンクタンクにしましても、こういった業者に実際は投げるような形になりますので、飯岡荘も経費の削減ということを考えまして、この2社に絞りまして検討したわけですが、やはり全くの民間の目で見てもらいたいということで実はJTBを選ばせていただきました。

これは随契なわけですが、この経営診断が出てしまっておりますので、これでまた違う業者といたしますと、1からまたやり直しというような形になりますので、JTBはそれだけでなく旅行関係のさまざまな分野で、日本でもトップクラスのレベルにあるところがございますので、今後につきましても調査委託についてはJTBをお願いをしていくということで考えております。

それと、研究機関ということですが、当然そのとおりだと思います。そういうことでこの経営診断の結果を受けまして、運営委員の意見もお伺いいたしました。それでまたこれからも回数を重ねていくわけですが、役所の若手のグループを実は8名選抜いたしまして、男性4名、女性4名ということで検討グループを設置いたしまして、実は意見をちょうだいしております。これはどんな形で聴取したかといいますと、全くの設定をしないで自分たちで飯岡荘にまず泊まっていただきました。1から帰るまでですね。

それともう一つ、先進的なホテル等を見ていただくということで、これもこのグループの独自の判断で先進的なシステムを見ていただきました。これは鴨川と富浦と館山の鳩山荘と三日月ホテルということで、かなり多くの施設を見ていただきました。

その中で意見をたくさんいただきました。非常に飯岡荘につきましては厳しい意見をいただいたわけですが、しかし委員の皆さん、若手のグループということで、やはり旭市を思う気持ちがその意見の中でひしひしと伝わってきました。これをもとにこれからも協議にのせまして、最善の計画をつくっていきたいというふうに考えております。もちろん、運



営委員もこれから協議を何回も重ねていくわけですが、1つはこういった職員の若手の検討グループをつくったということでございます。よろしくお願いします。

○委員長（高橋利彦） 明智委員。

○委員（明智忠直） そういうすばらしい機関をつくっていただいているわけでありまして、そうしたものの報告書は随時国民宿舎の方へ提出されているわけですか。そういうものがあれば、議会にも公営企業の方にもお示しをいただきたいとそうように思います。

あともう一つ、先だって、我々公営企業で桜島の国民宿舎へ視察に行ったんですけれども、今後の経営というような形で今のところ少し黒字が出ているというようなことでありまして、ご承知のようにきょうの朝のテレビでもやっていましたけれども、熱海市が赤字に転落するんではないかというような報道がされていまして、あそこは温泉街でホテルがいっぱいあるところであります。ホテル業の厳しさが全国そっちこっちでもあるわけでありまして、そこから辺の今後の経営というようなもので、鹿児島の場合には、今お話がありました国民休暇村という株式会社の独立行政法人が委託をしてやっているということでもありますけれども、そういった方向性というものは運営委員会の中でも協議をされているのかどうか、それもお知らせをいただきたいと思います。

○委員長（高橋利彦） 飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、議会への報告ですが、これは報告書がもうまとまっておりますので、もし間に合えば、きょうおいでいただいたときにお配りしたいなというふうに思います。

それと、今後の経営ということですが、現在、国民宿舎は全国で168だと思いますけれども、少しずつ減っていると思います。この中で、やはりまだ直営が多いと思いますけれども、今、明智委員おっしゃいました国民休暇村がかなりこの近辺の国民宿舎の委託を実は受けております。いわゆる指定管理者制度にのっとってですね。非常にいい経営もされております。

しかし、半面、方向の少し違ったところも出てきているようですけれども、この意見につきましては、運営委員会で実は出ました。その中で、どういうふうに判断をしていくのかなということなんですけれども、いわゆる民間でも今非常に厳しい中にあります。どんどんつぶれていく中で、実は公共の宿が何とか残れないものか、そんな一つの疑問から、やはりこういう時代だからこそ公共だからできるそんな宿ができないかなということで、実はJTBとも少し話をしているんですけれども、そのとおりでして、公共の宿で例えば食彩の宿を目

指すとか、そういったところがないんですね。ですから、もし実現できれば、公共でもってこういう食彩の宿をやっているということで非常にいい経営ができるのではないかなとそんな意見をいただいておりますので、我々先が見えないんですけれども、JTBは手広くやっておりますので、JTB側からはよく飯岡荘が見えているのかなとそんなふうに思いますけれども。

そんな中で、私も現場の方もそうなんですけれども、やはり公共だからできる、こういうふうに見える、そんな宿を目指したいなというふうに思います。

北海道に真狩村というのがあるんですけども、ここで「マッカリーナ」という公共の宿を始めました。いわゆるオーベルジュといいますか、フランス料理を主体として宿泊つきのレストランというようなことで、非常に今盛んに利用者があるようなんですけれども、やはりこれからは団塊の世代の利用が多くなるということ、それと熟年の夫婦、熟年の女性のお客さんが非常に多くなるということで、やはりレストランをまずメインに改革をしまして、食彩の宿を目指していく、しかもそれを公共でできる、そんな宿を目指したいなというふうにとりあえず現場の方は思っておりますけれども、市長の方も同じように、とにかく食を生かしたいということで私の方も指示をいただいておりますので、できる限り今いるメンバーで何とか食を生かした観光拠点にできないのかなとそんなことで思っております。よろしくお願いします。

○委員長（高橋利彦） 明智委員。

○委員（明智忠直） 今、支配人の情熱を聞かせていただきまして、環境もすばらしいところでありますし、私も公共の宿が全国に残ってほしいなという思いをする一人でありまして、いろいろな面でこれからそういった部分で協力させてもらいたいと思うわけなんですけれども、本当にいろいろなところの意見を聞きながら、地元の方々の意見も大事だと思います、先ほどもそういったものをつくったということでもありますけれども、シンクタンクですか、コンサルタント会社だけ、JTBだけでなくいろいろな部分の意見を取り入れながら、ひとつこれから経営に努力していただきたいとそんなように思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（高橋利彦） ほかにありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） お客が減っていく中で運営がかなり大変だと思います。そんな中でどうしたらいいか真剣に考えていただいています、本当にご苦労さまでございます。

それで、意見は明智委員が質問されましたのでそれはいいんですけれども、耐震診断調査

業務委託料593.2万円ということで、もうこれは発注されているんですよね。

それと、企業債の償還もほぼ終わって、要するに飯岡荘をこれからどうするかという本当に真剣にお考えになっているところだと思うんです。ただ、タイムスケジュールといいますか、この耐震診断がもう出ていて、来年度どうするのか。予算とかその辺のところはかなり厳しいような気もするんですけれども、コンサルはどういうコンサルで、いつごろどういう結果が出て、それをどういうふうに来年度あるいは再来年度になるのか、その辺のスケジュール的なところをちょっと教えてもらいたいと思います。

○委員長（高橋利彦） 飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、まず耐震診断ですけれども、これは前回補足説明いたしました国庫補助事業に該当いたします。もう小学校等で国庫補助につきましては申請をしてあるわけですが、私の方も今度入れていただきまして、都市整備課の方で旭市としての耐震診断事業計画を国に申請するというので3分の1の補助があるわけですが、この議会が通った後、やはり契約といいますか、入札の手続に入りたいというふうに思いますので、まだこれは決まっておりません。

それと、タイムスケジュールですけれども、今回の調査、耐震診断と基本調査につきましては、いわゆる基本設計の一部なんです。これが出ませんと計画図ができません。耐震診断の結果と先ほど説明しました基本調査の内容、これを受けまして実は計画図、改修の平面図をつくるわけですが、標準の工期あるいは事業費が出てきます。それと収支の計画等が初めてこれでできるわけなんですけれども、この基本設計業務につきましては、一応新年度予算でお願いをする予定になっております。

当然、事業費が新年度の予算の方で出てきますので、やはり新年度予算の方に工事費を盛ることはできません。そういうことで、なるべく早くスケジュール的には進めたいということで、事業費が出たなるべく早い段階に補正予算の方で対応していきたいとそんなふうに考えております。

そんなところでよろしいでしょうか。

○委員長（高橋利彦） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 特に業者関係なんですが……

○委員長（高橋利彦） 飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、業務選定につきましては、私の方は、財政課の指示のもとに指導を受けたいと思いますし、実際に入札は私の方で行うわけですが、業者

選定に当たりましては、助役を筆頭とする選定委員会がございますので、こちらの方で選んでいただき、私の方の要望はございません。選んでいただいて入札を法に従いまして、また市の規則に従いまして厳正に実施をしたいというふうに思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（高橋利彦） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（高橋利彦） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、水道課より補足して説明がありましたらお願いいたします。  
水道課長。

○水道課長（堀川茂博） それでは、議案第7号につきまして、配布になっていると思いますけれども、資料1と2を使いまして補足説明を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

初めに、資料1の方でございますけれども、新旧料金対比表となっております。この表の左側部分に現行料金、大分類いたしますと4種類の30種類、これが現在の水道料金ということになっております。それを、右側になりますけれども改定料金、大分類2種類、小分類4種類の統一料金とするというふうになります。右側の表なんですけれども、新旧とも税込みの料金になっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料2の方をお開きいただきたいと思います。料金改定に伴いまして、当然日割り計算ということになりますけれども、日割り計算につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり、お客さまに公平性を欠かないようにということで、料金表の料金の算定方法が1というふうになります。改定された場合ということになりますけれども、水道料金イコール旧料金掛ける旧料金使用日数分の合計使用日数プラス新料金掛ける新料金使用日数割ることの合計使用日数ということになります。

なお、資料1の方でござんいただけたと思いますけれども、海上地区と飯岡地区につきましては、旧料金についてはメーター使用料が含まれております。

次に、2番目の料金の計算例ということで表示してございますけれども、料金が偶数月と奇数月に検針の方を分けてございますので、初めに偶数月の検針地区の方から説明させていただきます。

旭の北地区、これはJR総武線の線路の北側ということになりますけれども、そちらの計算式が入っております。それから飯岡地区、こちらについては、先ほども言いましたようにメーター使用料が含まれております。

それから、次に②というふうに表示してありますけれども、奇数月の検針地区ということで旭南地区それから海上地区。海上地区につきましてもメーター使用料が含まれております。それから干潟地区ということで計算式が例示されております。

それから、一番下に立方メートル当たり、10単位になっておりますけれども、早見表を加えてございます。この資料につきましては、料金改定が行われた場合、1月から3月までお客様全員に料金改定について当然啓発しなければいけませんので、すべてのお客さんを対象にいろいろな方法で改定の啓発をしていくと。その資料の一つでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（高橋利彦） 水道課の説明は終わりました。

議案第7号について質疑がありましたらお願いいたします。

明智委員。

○委員（明智忠直） 先だつての公営企業の協議会でかなり、説明会の中でいろいろな部分で質疑をさせていただきまして、水道の運営協議会の方で何回も回数をやっての改定ということで、ほぼ納得しなければならないのかなというようなことでありますけれども、実質的に料金が値上げということになりますけれども、使用量の多い少ないで、各家庭1戸当たりの払うのが実質的にはどのくらい上がるのかどうかという部分がわかれば教えていただきたいと思います。

実質的に旭、飯岡、海上、干潟、恐らく使用量がかなり違うと思うんですよね、平均的なもので。それで今回の改定によって、1戸当たりどのくらいの負担分が増加するのかどうかということを調べてあれば教えていただきたいと思います。

○委員長（高橋利彦） 水道課長。

○水道課長（堀川茂博） それでは、ご質問の回答になりますけれども、旭市全体で見ますと、水道料金につきましては非常に基本料金の家庭が多くなっております。したがって、1立方メートル当たりにつきましては、本議会の補足説明で申し上げましたが、検証いたしまして2か月に一遍ということになりますので、大ざっぱでございますけれども、個々には非常に計算しづらい部分がありますので月額に直しますと、旭地区で500円、2か月に一遍ですのでちょうど1,000円ということになるかと思います。倍になりますので。それから海上地区で665円、それから飯岡地区で670円、干潟地区で800円ということで、海上地区から干潟地区までは掛ける2ということになりますので、それが通常お客様に納付いただきます料金の差額というふうに想定しております。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） 明智委員。

○委員（明智忠直） 今のは1立方当たりの料金だと思いますけれども、各家庭の使用量、商売とかいろいろなものによっても違うと思いますけれども、全体の1か月の使用量というのはどのくらい各旧市町によって違うのか、その辺のトータル、平均は出しているのかどうか。それによって1か月の負担分、1立方当たりではこれだけ違うと思いますけれども、全体の月額払う料金としてどのくらいの値上げになるのかどうかということを聞きたいと思いますけれども。

○委員長（高橋利彦） 水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 先ほど来申し上げておりますのは、一般的に20立方ということで全国的に数値を統一しておりますので、例えば統計資料とかそういう形で統一しておりますので、地区ごとに月額というのはちょっと数値を持っておりません。

ということで、改定につきましては、おふろの料金で申し上げましたけれども、実際には金額的に見ますと、今の金額では非常に安いんですけれども、率的には大きな開きがあるということは前回の協議会で申し上げましたとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） 明智委員。

○委員（明智忠直） 私が言いたいのは、料金値上げによって20%の値上げの部分があるわけですが、その干潟地区ですけれども、そこら辺の思いというのがどうなのかなという部分がありまして、全体に1戸当たりの実質的に跳ね返ってくる値上げはどのくらいなのかなということが知りたいということでお聞きしたわけでありまして、統計的にそういうものがない、標準的に20立方ということであればそれは大体想像するわけでありまして、そういうものが客観的に見てどうなのかと、水道課の方で把握しているのかどうか、ありましたら教えていただきたい。

○委員長（高橋利彦） 水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 一応20立方の範囲で他市町村とも全国的にも比較しておりますので、干潟地区については、特に大量に使用するお客様がおりませんので、基本料金が主になろうかと思っておりますので、1回の、すなわち2か月分になりますけれども、値上がり額としては、一般的には1,600円ぐらい上がってしまうということになろうかと思っております。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） そのほかありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） かなりあるので、少しずつお伺いさせていただいてよろしいでしょうか。

平成18年度、19年度といいますと、いただいた資料の中でケース2は現況ですかね。提案はケースの4ですよ。ケース2もケース4もそうなんですけれども、まず年間の損益が平成19年で約2,800万円、平成20年で6,300万円とマイナスになっていますよね。平成19年度のマイナスの要因というのは、補助金が約6,000万円減っています。年々補助金が6,000万円、6,000万円とずっと減らされているわけです。

まず第1に、補助金の算定基準といいますか、前の仮定条件の中で補助金をどういうふう  
に算定しているのか。従来から見るともうかなり激減といいますか、ほとんどもう勝手にや  
れというような感じなんで、6,000万円下げて、20年度もまた6,000万円下げる。当然赤字に  
なりますよね。

それから、もう1個は、企業債の算定の根拠、基準、どの辺まで企業債を起こせるのか。

もう1個は、合併特例債というのを見ることができるのか。見るとすればどのくらいまで  
見れるのか。

まず、その3点をお願いできますか。

○委員長（高橋利彦） 水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 初めに、純利益の方が18年で2,800万円ぐらいマイナスになってい  
て、純利益につきましては、ご存じのように、この表の中にもございますけれども、最終的  
に収支の31ということで番号をうってありますけれども、収入から支出を引いたものという  
ことになりますけれども、これは総体的なものですので、一概にだんだん減って、その次の  
2、3が要因になっていくわけですが、これは質問の2番、3番が当然関係してしま  
うわけですが、こちらについては、これからの経営の状況が示される数値ということ  
です。

それから、質問の2番目の企業債をどれぐらい起こせるかということですが、こち  
らにつきましては、18年から示されているわけですが、19年度で1億3,640万円です  
か、足りない分をこの表については企業債をただ単に充てていると。限度額については、当  
然支払いの限度、ちょっと今の時点で幾らということは申し上げられませんが、これ  
ぐらいの額は当然現状では企業債を起こせるという金額が載せてございます。

それから、3番目の補助金が他会計の補助になりますけれども、どんどん減っているということでございます。これについては、本議会で市長の方からも提案理由の中で申し上げましたけれども、料金の給水の原価とそれから収支の状況によって、当然市が判断するわけですが、それに市の補助金に伴いまして県がさらにその率に従って盛ってくるということになります。この計算につきましては、すべて現行の補助金をそのまま計算式で示したものでございます。したがって、数値的に見ますと、分母が大きくなれば逆に減ってくるという部分もあります。

それから、特例債事業になりますけれども、特例債事業につきましては、現在、特に建設改良費、資本的収支の方になりますけれども、こちらの方につきましては、現在、特例債が少しでももらえるように事務を進めております。この計画案では、特例債が決定されておりませんので、先ほど言いましたようにすべて企業債のみで計算式がなされております。未確定のものを入れるわけにはいきませんので。

したがって、特例債の対象事業がふえればその分企業会計としては安定するということになろうかと思えます。

以上でよろしいでしょうか。

○委員長（高橋利彦） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） この試算を拝見しますと、最大の理由はやはり補助金が削られているということですね。毎年6,000万円削られていけば、当然赤字になりますし、それは累積していきます。だから、まずその理由が何か。要するに、合併したことによって減っているのかどうか。6,000万円、1億2,000万円というふうに減ったら、当然やっていけなくなりますよね、今までそれでやってきたわけですから。合併したことによって補助金が減るんであったら、特例債でもって補てんすべきだと思うんですよ、まず最初に。

今度の合併では、サービスは高く、負担は軽くという前提で合併しているわけですから、合併したことによって補助金が減らされて、特例債も見れないと。それで水道料金、これ年間1戸当たりほぼ1万円ですよ。こんな値上げやっていたらまずいですよ。

この中でいっぱいあるんですけども、基本的に受水費で見るとトン当たり139円くらいですよ。2年目で137円になっているんですよ。これ1円、2円がすごいかいんですよ。600万立米あるんですから、1円変わったら600万円変わるんですから。そうでしょう。まず、そういう意味で1円でも2円でも受水費の値下げはできないのか。それから人件費1億5,000万円、これ職員18人ですよ。1人頭約840万円ですよ。退職金入れたら1人頭900万



円くらいになるかもしれない。直近で5%削減と言っているわけですから、これだって5%下げると単価が2円くらい下がるんですよ。だから、まず補助金がなぜ減らされるのか、これを従来どおり最低でも6,000万円確保できれば来年度は大丈夫なわけですよ、19年度は。

この試算書のケース4でいくと、5年後にはかなりもうかってしまうんです、これ。5年間で毎年5億円の企業債を償還していったって、これだけ値上げしていったって、多分これ6年目くらいには値下げという話になると思うんですよ。そういう可能性もあるんですよ。だったら、今とりあえずはまず企業債ですよ、企業だけでやるんだったら。それで企業債をどこまで起こせるのか。その辺のところをもう少し詰めてもらいたいんですけども。まず、受け入れ単価を下げられないのか。

それからちょっとお伺いしたいんですけども、銚子市はかなり安いんですよ。今現況で旭市が4,800円で銚子市が3,200円ですよ。努力すればできると思うんですよ、上げなくても。その辺の答えがもらえないと、私きょうこの判断できない。ちょっと難しいのかなと思って、いるんですけども、もう少し検討してその辺を詰めて、時間的にはまだあるんで、そういう意味では今回議案を出してくれてよかったのかなと思っていますけれども、もう少し詰めてから検討してもらった方がいいのかなというような気がするんですけども。

○委員長（高橋利彦） 水道課長。

○水道課長（堀川茂博） それでは、ご質問にお答えしたいと思いますけれども、まず1点目の他会計の補助金という、補助金がだんだん減っているのではないかと。それも減り方が極端ではないかということでございますけれども、これにつきましては、過去10年間の推計をもとに、したがいまして、前々からずっと補助金は減っているという傾向をそのまま計算式にのせたものでございます。

例えば、前回の改定状況を申し上げますと、平成12年4月になりますけれども、旭地区で16.2%、それから海上地区で19.65%、それから飯岡地区で23.12%、それから干潟地区で16.66%という数値になります。したがいまして、他会計の補助についてもずっと過去10年来を見ますと減っている傾向にあると。

今回につきましては、委員ご心配のことなんですけれども、實際上、公営企業でございますので、当然独自に他会計の補助を受けないでやるというのが本来の趣旨でございますし、またくどうようでございますけれども、今回の改定につきましては、2回ぶりということで7年越しと。その辺をご理解いただきたいなというふうに思います。

それから、受水費、これにつきましては、ちょっと高いと、下がればいいなというふうに

私の方も常日ごろ思っておりまして、東総広域水道企業団に関係しますので、当然市長にも議会とか企業団の改定等がある場合に、ぜひ提言してほしいということで、市長の方もその辺については了承しております。

それから、3番目の人件費でございますけれども、人件費のことを言われますと、私の方としては……内容を申し上げますと、本庁に13名おりまして、支所の土木室に各2名ずつ配置されております。ただ、その2名がすべて水道の事業をやっているかということになりますと、これはそうではありません。ほとんどは水道の事業はやっていないと言ってもいいくらいの状況です。それは、市全体の中で考えられた話でございますので、委員おっしゃるように、人件費が高いんではないかと言われまして、私ども企業会計として、それを本庁から補助金をもらっている立場ですので、これは市全体の中で調整されている話ですから、ちょっと会計の数字を見ますと高いように感じられると思いますけれども、この辺についてはご容赦いただきたいと思います。

それから、5年後にもうかってしまうんではないかというご質問でございますけれども、これにつきましては、数字上はおっしゃるとおりでございます。ただし、提案理由でも申し上げておりますように、今回の料金改定につきましては、3年ごとに見直すという条件つきで諮問もなされております。それから、では3年後を考えますと、午後視察の方も予定されておりますけれども、今すぐにでも改修しなければいけない機械機器もたくさんございますので、その辺のところについても数字上はおっしゃるとおりなんですけれども、ちょっとした故障等が起きれば数千万の金は減ってしまいますので、その辺については万一の場合ということで、今回の改定につきましては、あくまでも3年ということで、3年間の間はこの数値をごらんになっていただければわかると思いますけれども、ちょうど起債のピーク時に当たってしまうというのが料金値上げの一番の要因となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） まず、補助金を、先ほど率で言われましたですけれども、この資料ありますよね。平成13年度が4億1,000万円、14年度が3億6,000万円、15年度が3億3,000万円、16年度が2億9,000万円、17年度が3億1,000万円、18年度で2億6,000万円、19年度で2億円、20年度で1億3,000万円、21年度で1億1,000万円なんですよ。これはもう率なんていうものは関係ないですよ。合併して明らかに五・六千万円単位でもって下がっているわけ

ですよ。その辺がなぜかというんですよ。なぜこうになってしまうのかと。合併したことによって下がるんだったら、特例債を充てるべきだと思うんですよ。

○委員長（高橋利彦） 水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 佐久間委員のおっしゃるとおりなんですけれども、先ほども申し上げましたとおり、率上計算するとこういう数値になってしまいます。

ただ、特例債につきましては、現在未確定でございます。私どもの方で現在県・国等々とも事務手続を行っておりますけれども、合併特例債については、……非常にいいわけなんですけれども、現状におきましては、非常に審査が厳しくなっております、合併のパンフレット等については、水道の事業体はなりますよという簡単な記事しか出ていませんでしたけれども、いざ申請しようとして、非常にクリアしなければいけない要因がたくさんあるということで、先ほど申し上げましたように、おっしゃるとおり特例債事業がふえれば会計上は非常に楽になるわけなんですけれども、それらについては未確定となっておりますので、今回の料金改定については、あくまでも通常の企業債のみということで算定してございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（高橋利彦） そのほかありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（高橋利彦） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 3分

再開 午前11時30分

○委員長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第11号について、水道課より補足して説明がありましたらお願いいたします。  
水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 特に補足説明することはございません。

よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（高橋利彦） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

林一哉委員。

○委員（林 一哉） 議案第11号についてちょっとお聞きしたいんですけれども、当初、水道企業団の規約の一部改正に関連して、先ほど議案第7号で佐久間委員の質問の中で、受水費、これと関連してくると思うんです。東総広域水道企業団からトン当たりの単価。これをもうちょっと下げるようなことができないかということ。

私も昭和56年ですか、水道スタートのときから知っていますけれども、もう何ら変わっていないんですよ。高い水道料金で買って安く売っているというのが水道事業なんですよ。

ですから、受水費を安くできないかどうか、これを一つこれからの交渉の中でお願いしたいというふうに思いますけれども。

○委員長（高橋利彦） 水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 受水費の関係でございますけれども、委員おっしゃるとおり、ずっと同じ料金になっております。ただ、受水費につきましては、企業団の話になってしまうわけですが、実際には、ご存じのように、今年の4月1日から高度浄水処理も企業団の方で始めておりますので、皆さんお気づきだと思いますけれども、水道水については非常においしくなっているということで、現在、高度浄水に約34億円かかっているんですけれども、そちらの分については、据え置いて受水費に転嫁されないように市長を初め議長さん、関係者の皆さんにお願いしていくしかないと思いますけれども、確かに受水費については、後から始めておりますので、非常に県営水道等と比較しますと非常に高い料金というふうになっております。

ただ、この間市長も議会の方で申し上げましたとおり、現在、県営水道と各区域の水道が非常に格差があるということで、料金の検討委員会等が行われているわけですが、その骨子の中で受水費については、数年後には一本化したいというふうになっていますので、あくまでも骨子案ということなんですけれども、5年以内に統一といううれしい話もありますので、もしもそうすれば、旭市が一番高い方ですので、県下統一された場合、下がる可能性が高いということが言えます。

また、水道料金につきましても、ちょっと先ほど来から大変皆さんにいろいろな面で検討いただいているわけですが、こちらについても、ちょっと先ですけれども20年後をめどに料金の統一という県の骨子案もありますので、将来的には同じ千葉県民であるということで市長が数年前から要望しているとおりの方向で進みそうです。ただ、その間、どうしてもしのがなければいけないということになろうかと思っておりますので、料金は受水費については、できる限り最低据え置いていただきたいというのが私ども水道課の担当の気持ちでございます。

す。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） 林一哉委員。

○委員（林 一哉） 私も県の水道の関係、一本化というような話も新聞で拝見しておりますけれども、今、課長の話ですと、据え置いてというような話もありますけれども、そうではなくて、単価を下げるようにひとつ努力をしていただきたいと思います。あと結構です。

○委員長（高橋利彦） そのほかありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（高橋利彦） では、特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

---

#### 議案の採決

○委員長（高橋利彦） これより討論を省略して議案の採決を行います。

議案第4号、平成18年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（高橋利彦） 賛成多数。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

林一哉委員。

○委員（林 一哉） 議案第7号についての件でございますけれども、委員長報告の中にとにかくうまく、うまくというよりも文面はとにかく再検討をできればしていただきたいような言葉、文章も入れていただければありがたいなど。実際に質疑しておるわけですから、的確な判断をひとつお願いいたします。

○委員長（高橋利彦） では、委員長にそれは一任願いたいと思います。

それでは、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

---

#### 所管事項の報告

○委員長（高橋利彦） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある課長は随時報告をしてください。

病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 病院からご報告を1点させていただきます。

いわゆる医事紛争の示談等が2件ございましたので、ご報告をさせていただきたいと存じます。

1件は、示談でございます。示談額が1,000万円というものが1件ございます。

それからもう1件は、和解でございます。和解額は450万円というものでございます。

なお、恐縮ですが、この詳細につきましては、総合対外対策室の飯野室長よりご説明を申し上げます。

○委員長（高橋利彦） 病院総合対外対策室長。

○病院総合対外対策室長（飯野孝夫） 総合対外対策室の飯野と申します。

医療紛争の示談等についてご報告いたします。

平成10年1月、肺がんのため行いました放射線療法で数年後に脊髄に障害が発生し、両下肢機能全廃、身障の1級となりました患者様と示談がまとまりました。示談額が1,000万円です。

それと、平成7年7月の手術で、舌運動、味覚障害になったと訴えられた患者様と協議、調停をしておりましたが、和解がまとまりました。和解額は450万円です。

それぞれ保険金で補てんされます。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦）　ありがとうございます。

所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いします。

林一哉委員。

○委員（林　一哉）　2点ほどお聞きいたしたいと思っておりますけれども、去る11日の一般質問についてでございますけれども、病院関係の管理運営について、議員は一応一般質問の通告要旨の中に病院の事業管理者の答弁というふうになっておったにもかかわらず、ここにきょう傍聴に来ております神子議員の質問の際に、とにかく出席しておらなかったというようなことで、これは本当に議会軽視というか、何か議会の侮辱されているように我々議会人としてはとったんですけれども、この点について神子議員は、3点目で今回の人材派遣の関係で事業管理者である病院長に考え方を聞きたいというような質問をされておるわけなんです。それについて、事務部長の方は、事情がわかれば、何で出席できなかったのかひとつお聞きいたしたいと思っております。それが1点。

もう1点は、これは整備課の関係なんだけれども、課長名で警備員に対して、通報・連絡について何か不審な点があったら昼夜間にかかわらず課長のところに連絡するようにと、課長の自宅の電話番号と携帯電話まで入れてある資料を8月に提出したような話を聞いていますけれども、これは事務部長、ご存じですか。その点についてお尋ねいたします。

○委員長（高橋利彦）　病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫）　まず、1点目の事業管理者の答弁のところで事業管理者が午後欠席をさせていただきました件でございますけれども、これはドクターでございますので、診療活動がございましてそのような形になりました。全く大意はなかったわけですが、今ご指摘をいただきましたような趣旨はよく院長にも伝えて、今後そのようなことがないように注意をしたいと存じます。

そういうことでご了解を賜りたいと存じます。

それから、2点目の件ですけれども、いろいろな事案もございましたので、担当課長からそういった連絡を常にとりたいということでやっているという報告は受けております。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） 林一哉委員。

○委員（林 一哉） ただいま事務部長の方から１点目の点について、院長に伝えるというようなことでございますけれども、午後から欠席ということであったですけれども、病院長は内科医でしょう、外科医ではないんですよ。内科医で急にそのような急用があるんですか。一般質問の通告はちゃんと前々から病院あてに答弁を求める者という通知がいつているわけですよ。

ですから、これは部長の方から注意しますと言われても困るんですよ。議会というところはそんな甘いところではないんですよ。何か私から見ていると、合併する前の１市３町の中央病院組合議会があったときの方が本当に何の問題もなくスムーズにいつていたわけですよ。合併してから急にいろいろな問題が発生して。これは執行部の認識が少したるんでしまったんではないですか。もうちょっと気を引き締めてやってもらわないと、余りにもいろいろな問題が起き過ぎます。ぜひ、次回から中央病院の事業管理者、院長に対して出席要請があった場合には、ちゃんと出席するようにひとつ伝えてください。

それから、２点目の整備の関係ですけれども、個人の電話、整備のこの方は旭市内ではないんですよ。市外なんですよ。そういうときに、電話で連絡して、火災の場合にはどうするんですか。もうちょっと病院自体でそういう危機管理体制をびしっととっていただきたい。これについて答弁願います。

○委員長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） １点目の院長の出席の件、重ねてご指摘をいただきました点、重々承知いたしました。院長にそのとおり報告をさせていただきたいと存じます。

それから、２点目の危機管理、これにつきましてはマニュアル等もございまして対応しておりますけれども、何か詳細こういう形ということで説明が要るようであれば、担当の課長の方からご説明させますけれども、いろいろ過去にこの委員会でもご指摘をいただきました火災等の件もございまして、そういった連絡体制をとりたいという気持ちからそのようなことになったわけで、通常の体制につきましては万全を期してやっておりますので、どうかご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（高橋利彦） 林一哉委員。

○委員（林 一哉） では、２点目の件ですけれども、この整備の関係の連絡・通報のこの文書については、事務部長は承知しておったんですか。事務部長の方からこういうふうによれというようなことを指示したんですか。その点についてお尋ねいたします。



○委員長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 私から指示をしてこのような形でやれということではございません。

○委員長（高橋利彦） 林一哉委員。

○委員（林 一哉） 今まで事務組合のときには……、こういう課長個人が自分自身で上司の了解も得ないでこういうことを平気で出せるんですか。警備員の方がみんな困っているんですよ。個人ですよ。個人の自宅の電話番号と自分の携帯電話番号まで入れて、何かあったら私によこせ。そういうようなことを平気でやって、事務部長どう思いますか。

やはり、こういう通知を出す場合には、ちゃんと決裁をもらってこういうふうにやりますからという伺いがあるのではないですか。これ個人で出せるんですか。

こういうことがあると、ほかの課も、では我々もやろうやというようなことになってしまいますよ。命令系統、組織の何たるやが何も意味をなさないではないですか。その点だけお尋ねします。

○委員長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 担当課長は、防火管理者という責任感からそのような形でやったというふうに考えておりますけれども、今ご指摘いただきました命令系統の件あるいは組織の規律と申しますか、そういった点、ご指摘も踏まえまして、もう一度見直してよくいろいろ院内でも話し合いをしてご趣旨に沿うように見直しをしてまいりたいと存じます。

○委員長（高橋利彦） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（高橋利彦） では、特にないようですのでございますので、所管事項の報告を終わります。

---

○委員長（高橋利彦） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時50分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会公営企業常任委員会委員長      高 橋 利 彦